

水中検査のための設備等の検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

水中検査のための設備等の検査に関する事項

改正理由

本会が承認した水中検査のために必要な措置が講じられた船舶にあっては、定期検査の時期に行うもの等を除き、船底検査を水中検査で行うことができる旨を、鋼船規則 B 編 6.1.2 に規定している。

しかしながら、同規定において、水中検査のために必要な設備等についての就航船の検査については、明確に規定されていない。

今般、水中検査のための設備等に関する検査要件を明記すべく、関連規定を改めた。また、これにあわせて、船底検査時にアンカーチェーンの総量を確認することを明確化した。

改正内容

- (1) 水中検査の実施について承認を受けた船舶について、入渠又は上架して行う船底検査時の検査項目として、B 編 6.1.2-3.に規定する水中検査のための設備等を確認する旨の規定を加えた。
- (2) 船底検査時のアンカーチェーン検査において、総量を確認することを明記した。